

改正

平成31年3月29日規則第17号

令和2年3月31日規則第35号

令和6年8月30日規則第47号

吹田市立総合運動場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市立総合運動場条例（平成6年吹田市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開場時間)

第2条 総合運動場の開場時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、開場時間を短縮し、又は延長することができる。

(休場日等)

第3条 総合運動場の休場日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができる。

(専用使用の申請)

第4条 総合運動場の施設を専用使用しようとする団体は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した専用使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称、所在地、電話番号及び担当者の氏名（以下本則において「名称等」という。）
- (2) 使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数（以下「使用日時等」という。）

2 1の申請により許可を受けることができる使用時間は、次のとおりとする。

- (1) 午前9時から午前11時まで
- (2) 午前11時から午後1時まで
- (3) 午後1時から午後3時まで
- (4) 午後3時から午後5時まで
- (5) 午後5時から午後7時まで
- (6) 午後7時から午後9時まで

3 第1項の規定による申請は、使用しようとする団体の所在地が市内にある場合に限り、使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」

という。)の属する月の前々月の1日から12日までの間に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 4 使用日の属する月の前々月の12日を過ぎても総合運動場の施設を専用使用しようとする団体が
ないときは、第1項の規定による申請は、同月の14日以後においても行うことができる。

(専用使用許可書の交付及び提示)

第5条 市長は、専用使用許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により使用を許可する団体を決定するものとする。

(1) 前条第3項の規定による申請 使用日の属する月の前々月の13日に行う抽選

(2) 前条第4項の規定による申請 専用使用許可申請書を受け付けた順

- 2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、使用を許可する団体に専用使用許可書を交付するものとする。この場合において、管理上必要があると認めるときは、必要な条件を付するものとする。

- 3 専用使用許可書の交付を受けた団体(以下「専用使用者」という。)は、当該施設を使用する際にその専用使用許可書を提示しなければならない。

(個人使用者登録証の交付の申請等)

第6条 総合運動場の施設を個人で使用しようとする者は、あらかじめ、氏名、性別、生年月日、住所及び電話番号並びに市内在勤在学者(住所が市外にあり、勤務先又は就学する学校等(以下「勤務先等」という。))の所在地が市内にある者をいう。以下同じ。)にあつては、勤務先等の名称及び所在地を記載した個人使用者登録証交付申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、個人使用者登録証交付申請書を受け付けたときはこれを審査し、適当と認めるときは、個人使用者登録証を交付する。

- 3 個人使用者登録証の有効期間は、交付の日からその日の属する年度の末日までとする。

- 4 個人使用者登録証の交付を受けた者は、総合運動場の施設を個人で使用しようとするときは、個人使用者登録証を提示することにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(個人使用者登録証によらない個人使用の申請)

第7条 前条の規定にかかわらず、総合運動場の施設を個人で使用しようとする者は、使用しようとする日の当日に、氏名、住所及び電話番号並びに市内在勤在学者にあつては、勤務先等の名称及び所在地(以下「氏名等」という。)を記載した個人使用許可申請書を市長に提出することにより、使用の許可を申請することができる。

(使用区分の割振り)

第8条 総合運動場の施設の専用使用又は個人使用ができる日時及びその施設の割振りは、市長が別に定め、総合運動場の掲示板に掲示するとともに、その他の適切な方法により周知するものとする。

(専用使用の期間)

第9条 総合運動場の施設を引き続き専用使用することができる期間は、2日間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(特別の設備の設置等)

第10条 総合運動場の施設の使用に際し、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、その内容を記載した仕様書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、市長がその提出の必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定に係る費用は、全て当該設置し、又は使用しようとする者の負担とする。

3 市長は、第1項の許可を与えるに当たっては、必要な条件を付することができる。

(専用使用の内容の変更)

第11条 専用使用者は、使用日時等の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した専用使用内容変更許可申請書に専用使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 申請者の名称等

(2) 許可を受けた使用日時等並びに変更しようとする事項及びその理由

2 市長は、専用使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、許可すべきものと認めるときは必要な条件を付し、専用使用内容変更許可書を交付する。この場合において、変更によって使用料に不足が生じたときは、直ちに不足額を納付させるものとする。

(専用使用の取消し)

第12条 専用使用者は、総合運動場の施設の専用使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した専用使用取消届に専用使用許可書又は専用使用内容変更許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 届出者の名称等

(2) 許可を受けた使用日時等

(3) 取消しの理由

(附属設備等)

第13条 条例別表第1項の表の備考第4項に規定する市長が定める附属設備等及び市長が定める使

用料は、別表のとおりとする。

(使用料の減額又は免除)

第14条 条例第7条第2項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 市が公用で使用する場合
- (2) その他市長が特に必要があると認める場合

2 前項の場合において、減額し、又は免除する使用料の額は、市長が別に定める。

3 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料減額・免除申請書を専用使用許可申請書、個人使用者登録証交付申請書又は個人使用許可申請書に添付しなければならない。ただし、市長が適当と認める者にあつては、必要な書類を提示することで足りるものとする。

- (1) 申請者の名称等又は氏名等
- (2) 使用日時等
- (3) 減額又は免除の理由

(使用料の還付)

第15条 条例第7条第3項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。

- (1) 使用の許可を受けた者（第26条第3号を除き、以下「使用者」という。）の責めに帰することのできない理由によって使用することができない場合 既納使用料の10割
- (2) 専用使用者が使用日の10日前までに専用使用取消届を提出した場合 既納使用料の10割
- (3) 専用使用者が使用日の3日前までに専用使用取消届を提出した場合 既納使用料の5割
- (4) 専用使用者が使用日の10日前までに専用使用内容変更許可申請書を提出し、市長が許可した場合において既納の使用料に過納が生じたとき 過納金の10割
- (5) 専用使用者が使用日の3日前までに専用使用内容変更許可申請書を提出し、市長が許可した場合において既納の使用料に過納が生じたとき 過納金の5割

2 使用料の還付を受けようとする者は、専用使用者にあつては専用使用許可書及び専用使用内容変更許可書又は専用使用取消届を添えて、次に掲げる事項を記載した使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称等又は氏名等
- (2) 許可を受けた使用日時等

(使用者の守るべき事項)

第16条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。
- (2) 許可なく物品の販売等を行わないこと。
- (3) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (4) その他職員の指示に従うこと。

(立入りの要求)

第17条 職員が総合運動場の管理上必要がある場合において施設への立入りを要求したときは、使用者は、これを拒むことができない。

(使用後の点検)

第18条 使用者は、その使用を終えたときは、直ちに施設又は附属設備等を原状に復し、職員にその旨を申し出て点検を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第19条 使用者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(他の規則による使用許可申請等)

第20条 この規則の規定にかかわらず、吹田市スポーツ施設情報システムの利用に関する規則（平成28年吹田市規則第45号）に定める登録者に係る使用許可申請等の手続については、同規則の定めるところによる。

(指定管理者の指定)

第21条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長が定める期間内に、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 団体の収支予算書、収支決算書及び事業報告書
- (3) 定款、寄附行為、会則又はこれらに類する書類
- (4) 団体の概要を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第10条第2項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を前項の申請書を提出した団体に通知するものとする。

(指定期間)

第22条 指定管理者の指定の期間は、5年とする。ただし、年度の途中で指定する場合の指定の期

間は、その指定の日からその後4年を経過した日以後における最初の3月31日までとする。

(指定管理者の遵守事項)

第23条 指定管理者は、市民が総合運動場の施設を使用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 指定管理者は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。

3 指定管理者の役員及びその職員は、職務上知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定の取消し等)

第24条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第10条第4項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 条例第10条第1項に規定する団体でなくなったとき。

(2) 条例第10条第3項の指示に従わないとき。

(3) 前条の規定に違反したとき。

(読替え)

第25条 指定管理者が総合運動場の管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、第4条第1項及び第3項、第5条第1項及び第2項、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条から第9条まで、第10条第1項及び第3項、第11条、第12条、第15条第1項、第19条並びに別表第1項の表の備考第2項中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(選定委員会の委員の委嘱)

第26条 指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 2人以内

(2) 施設の運営に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内

(3) 施設の利用者 1人以内

(4) 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内

(選定委員会の委員長及び副委員長)

第27条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(選定委員会の会議)

第28条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定委員会の意見の聴取等)

第29条 選定委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(選定委員会の運営に関する事項)

第30条 前3条に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、選定委員会の意見を聴いて委員長が定める。

(選定委員会の庶務)

第31条 選定委員会の庶務は、都市魅力部文化スポーツ推進室において処理する。

(申請書等の様式)

第32条 この規則に規定する申請書等の様式は、都市魅力部長が定める。

(委任)

第33条 この規則に定めるもののほか、総合運動場の管理運営に関し必要な事項は、都市魅力部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に吹田市スポーツ推進委員規則等を廃止する規則（平成28年吹田市教育委員会規則第11号）による廃止前の吹田市立総合運動場条例施行規則（平成6年吹田市教育委員会規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成31年3月29日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日規則第 35 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（専用使用の申請に関する経過措置）

- 2 この規則による改正後の吹田市立総合運動場条例施行規則（以下「新規則」という。）第 4 条第 2 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後の申請に係る使用時間について適用し、同日前の申請に係る使用時間については、なお従前の例による。

（使用料に関する経過措置）

- 3 新規則別表の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 8 月 30 日規則第 47 号）

この規則は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第 13 条関係）

1 附属設備使用料

- （1）電光掲示盤（1 式） 2 時間につき 2,200 円
- （2）放送設備装置（1 式） 2 時間につき 1,500 円
- （3）写真判定装置（1 式） 1 日につき 15,000 円
- （4）夜間照明（4 機） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 全灯使用する場合 30 分につき 2,300 円
- イ 半灯使用する場合 30 分につき 1,200 円

備考

- 1 専用使用者の所在地が市外であるときは、本表使用料の 10 割の割増使用料を併せて徴収する。
- 2 夜間照明は、市長が必要があると認める場合に使用するものとする。この場合において、フィールドの半面のみを使用するときは、使用機数は 2 機とし、使用料の額は本表使用料の 2 分の 1 の額とする。

2 附属用具使用料

附属用具の名称等	金額
陸上競技会用具（1 式）	1 日につき 20,000 円

サッカー用具（１式）	２時間につき３,０００円
ラグビー用具（１式）	２時間につき３,０００円
ストップウォッチデジタル	１日につき１００円
出発合図用黒板	１日につき１００円
スターター台	１日につき１５０円
スターター用拡声装置（１式）	１日につき２,５００円
ピストル	１日につき１００円
出発係小旗（１式）	１日につき１００円
スターティングブロック	１日につき２００円
バトン（６本）	１日につき１００円
決勝柱（２本、毛糸巻取器付き）	１日につき２００円
周回表示器	１日につき２００円
ハードル	１日につき１００円
３,０００メートル障害障害物（１式）	１日につき１,５００円
オープン・ラップ・コーナートップ用旗（１式）	１日につき１５０円
コースナンバー標識（６台）	１日につき１,５００円
トラック競技速報表示器	１日につき１５０円
マラソン用具（１式）	１日につき１,０００円
スタートタイマー（１式）	１日につき２,０００円
走幅跳・三段跳距離標識	１日につき４００円
走幅跳・三段跳距離測定固定器	１日につき２,０００円
踏切板標識（２枚）	１日につき２００円
走高跳用支柱（２本）	１日につき２００円
走高跳用バー	１日につき２００円
走高跳用マット（４枚）	１日につき２,０００円
走高跳用高度計	１日につき２００円
棒高跳用支柱（２本）	１日につき２００円
棒高跳用バー	１日につき２００円
棒高跳用バー上げ器（２本）	１日につき５０円

棒高跳用マット（14枚）	1日につき2,000円
棒高跳用ポール	1日につき400円
棒高跳用高度計	1日につき200円
10キログラムはかり	1日につき150円
砲丸	1日につき200円
砲丸置台	1日につき100円
やり・円盤・砲丸・ハンマー投げ用ベッグ（1式）	1日につき200円
投てき距離測定装置	1日につき2,000円
投てき距離標識（1式）	1日につき500円
リボンロッド（止め金具付き）	1日につき100円
鋼製巻尺	1日につき100円
布製巻尺	1日につき100円
ミリオン巻尺	1日につき100円
中浅式風向風速計	1日につき400円
デジタル式風速計	1日につき500円
温度計	1日につき200円
湿度計	1日につき200円
吹流し（1式）	1日につき150円
風力速報表示器	1日につき150円
フィールド順位表示器	1日につき150円
フィールド成績表示器	1日につき150円
フィールド位置表示器（2個）	1日につき100円
フィールド用制限時間告知器	1日につき400円
記録標識（6本）	1日につき300円
組合せ掲示板（台付き）	1日につき150円
手旗（1式）	1日につき300円
表彰台（3台）	1日につき100円
抽選器	1日につき100円
雨天記録装置覆い（1式）	1日につき800円

テント	1 日につき200円
ビーチパラソル（記録用机付き）	1 日につき100円
電気メガホン	1 日につき500円
ハンドマイク	1 日につき250円
役員胸章（1 式）	1 日につき2, 000円
監察員用椅子	1 日につき50円
選手用長椅子	1 日につき100円

備考

- 1 本表に数量の定めのない附属用具の使用料の金額は、1 個についての金額とする。
- 2 専用使用者の所在地が市外であるときは、本表使用料の10割の割増使用料を併せて徴収する。